

第7回

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

平成30年1月26日

公平な受益者負担の実現

① 公平な受益者負担とは

② 有料化について

③ 自治体における取組事例

④ 本市での今後の取り組み案

①-1 公平な受益者負担とは

ごみを減量する人とそうでない人の負担の公平性の確保

①ごみの排出量に応じた負担を求める
(平成17年度可燃ごみ指定袋制を導入)

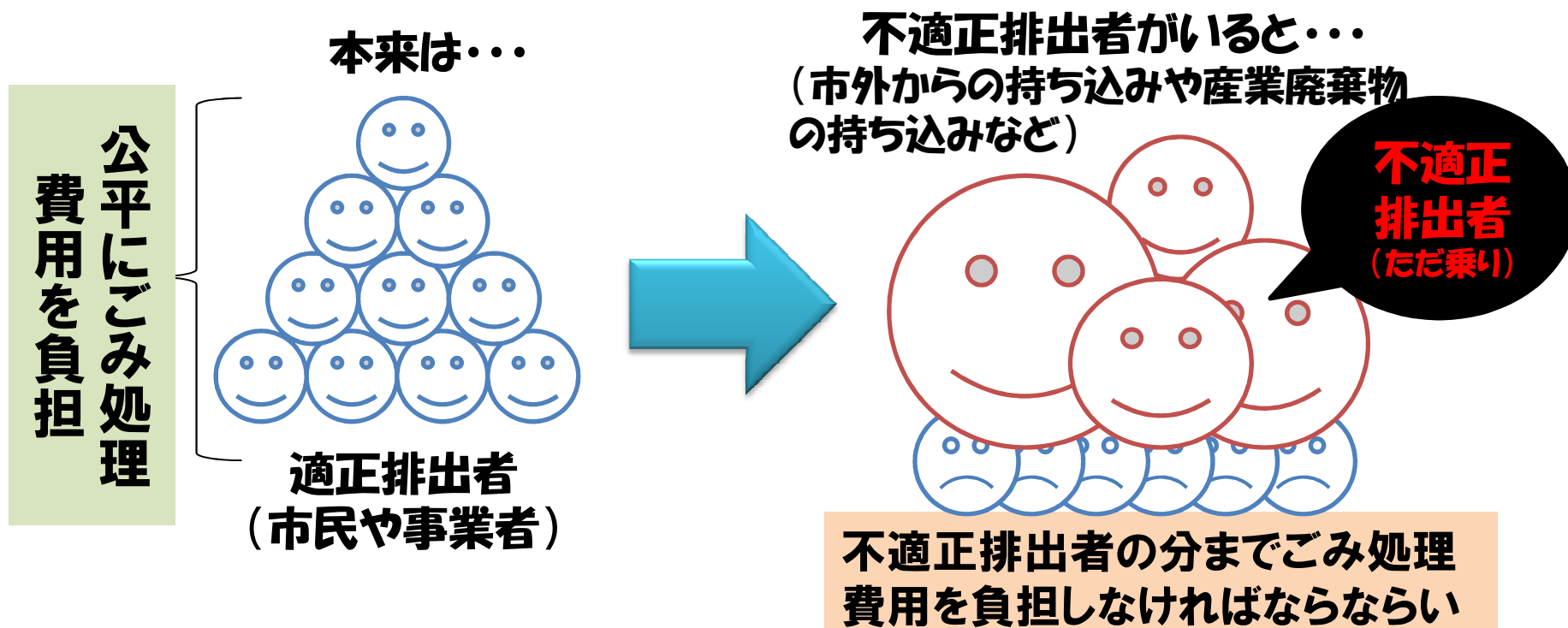
②受益者負担の考え方が機能する
ルールの運用や仕組み作り

**約2割の
ごみ減量
効果**

市外からの持ち込みや産業廃棄物の流入などルール違反への対策
ルール違反 ⇒ 公平化が図れない ⇒ ごみ減量が図れない

ルールを守っている人に損をさせない取り組みが必要

①-2 公平な受益者負担とは



「ただ乗り」を排し適正にごみの受入れを図る取組みが必要。

- ★ごみの種類や排出時の経過などの聞き取り、適正処理の指導
- ★処理施設への搬入時検査など

②-1 有料化について(目的)

① 公平性の確保

税金だけでごみ処理する方式だと、たくさんごみを出す人もごみを減らそうと努力しているも負担は同じになり、ごみの減量に努力している人に不公平感が生じる。

ごみを出す量に応じた負担をすることで公平性の確保ができる。

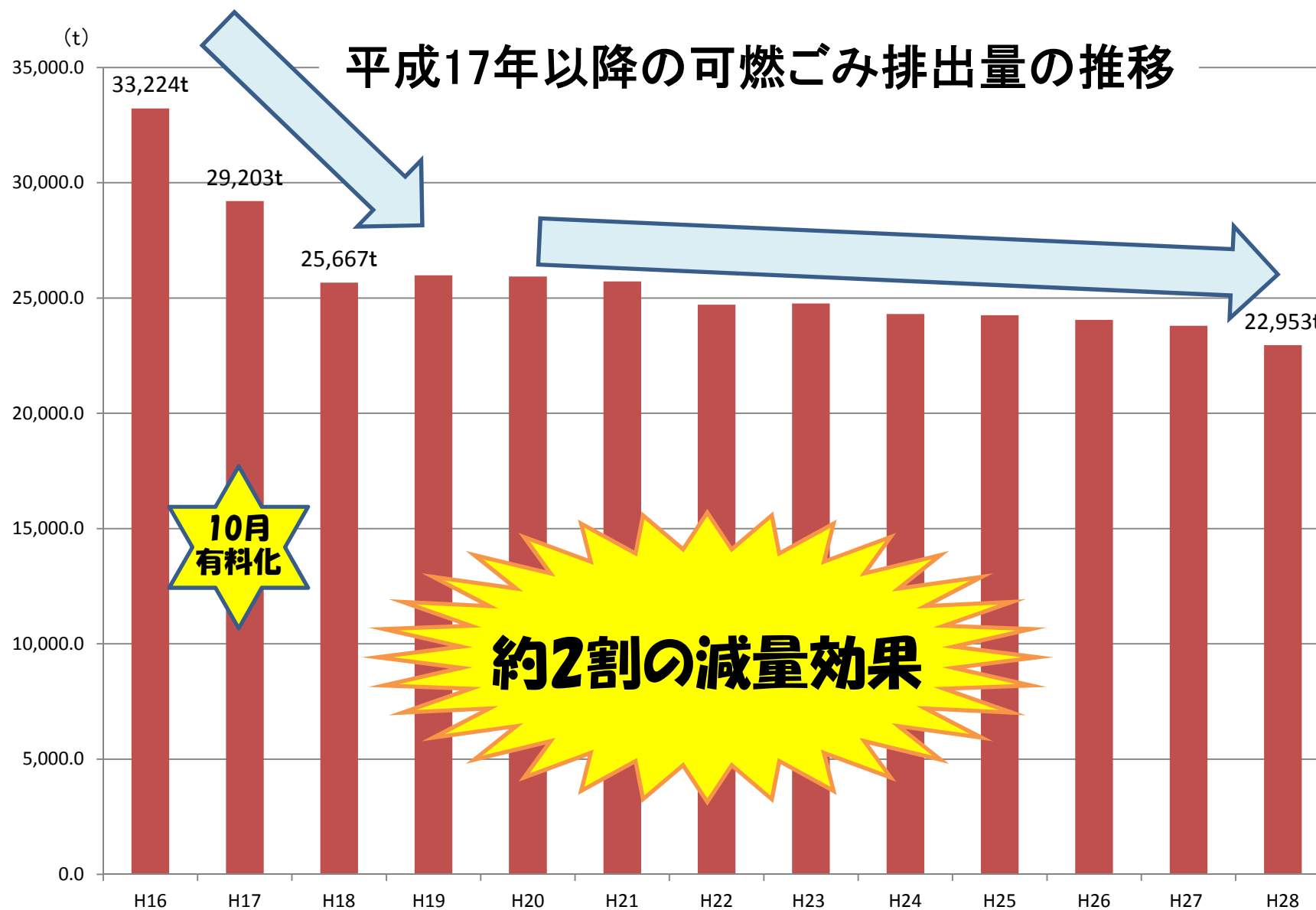
② 排出抑制の促進

有料化によって、費用負担を減らそうとする動機付けが働き、ごみの排出抑制が期待できる

③ ごみの減量・資源化の促進

ごみの排出抑制の結果、焼却処理量や埋立処理量の削減および資源化の促進が期待できる

②-2 有料化について(効果)



②-3 有料化について(仕組み)

なぜごみが減るのか？

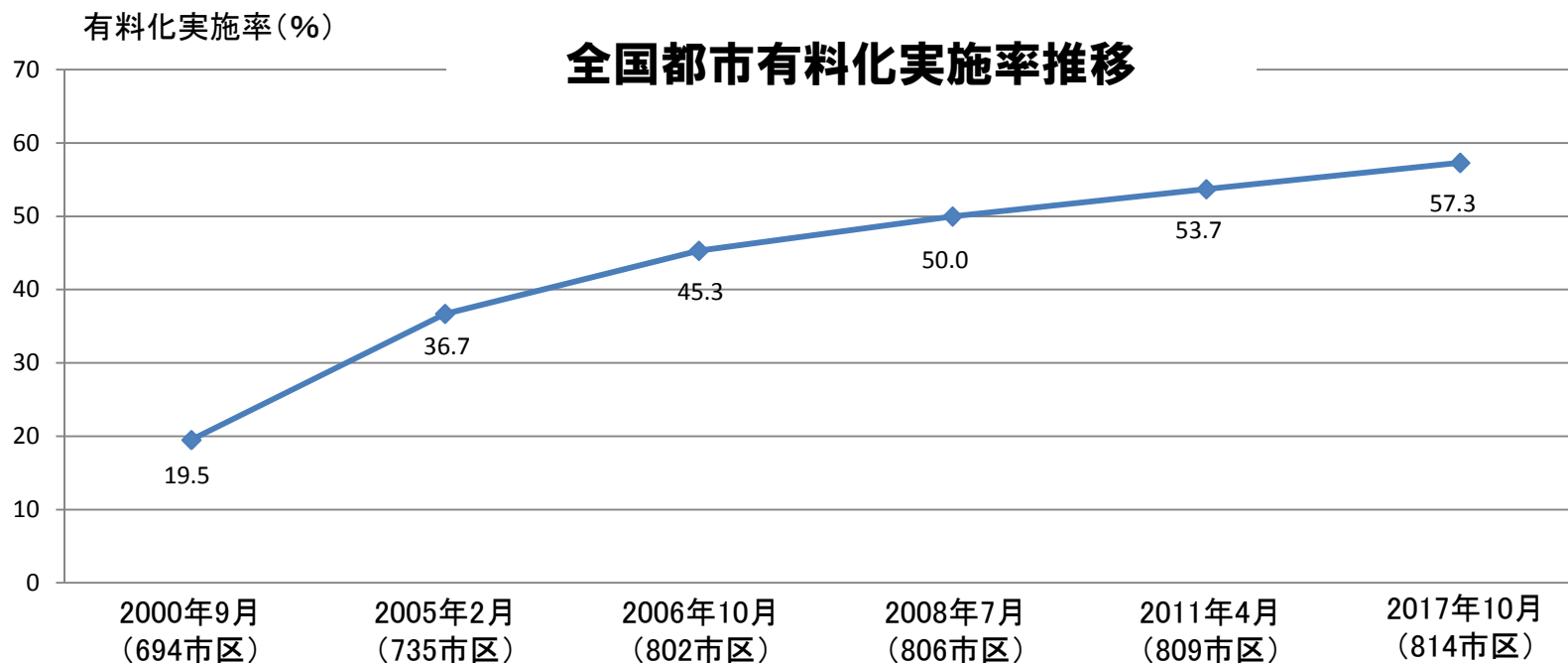
- ごみを減らせば支出が減る(排出抑制)**
- 市民への減量啓発効果**
- 減量施策の導入効果**
(**生ごみ処理機、紙ごみ分別排出**)
- 越境ごみや産業廃棄物の減少**

②-4 有料化について

全国市区町村の有料化実施状況 (2017年10月現在)

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	814	466	57.3%
町	744	519	69.8%
村	183	120	65.6%
市区町村	1,741	1,105	63.5%

出典: 山谷修作氏(東洋大学経済学部教授)ホームページより



出典: 山谷修作氏(東洋大学経済学部教授)ホームページより

②-5有料化について

近隣市の家庭ごみ 有料化状況

【定期】…ステーション回収
【直接】…施設への直接持込

京丹後市
【定期】【直接】
可燃 【有料】 【有料】
不燃 【有料】 【有料】
資源 【無料】 【有料】

宮津市
【定期】【直接】
可燃 【有料】 【有料】
不燃 【有料】 【有料】
資源 【有料】 【有料】

舞鶴市
【定期】【直接】
可燃 【有料】 【有料】
不燃 【無料】 【無料】
資源 【無料】 【無料】

福井県高浜町
【定期】【直接】
可燃 【有料】 【有料】
不燃 【有料】 【有料】
資源 【有料】 【有料】

福知山
【定期】【直接】
可燃 【有料】 【有料】
不燃 【有料】 【有料】
資源 【有料】 【有料※】
※ガラス・ペットボトルは無料

綾部市
【定期】【直接】
可燃 【有料】 【有料】
不燃 【有料】 【有料】
資源 【無料】 【無料】

②-6 有料化について(越境ごみの問題①)

市民も事業者も

ごみ処理費用は少しでも減らしたい!

ごみ処理費用が安いところに持ち込まれる可能性がある!



舞鶴市に限ったことではなく、他市でも同じ

②-7 有料化について(越境ごみの問題②)

舞鶴市で疑われる不適正排出

■可燃ごみ(清掃事務所)

施設での対策:係員による目視検査

- 本来は産業廃棄物として適正処理されるべき廃棄物(食品製造業等の残渣物や不燃ごみの多量混入)
- リサイクルされるべき紙の混入

■不燃ごみ(リサイクルプラザ)

施設での対策:①受付時に氏名、住所等の記入②係員による目視検査

- 家庭ごみを装った事業者、舞鶴市民を装った市外からごみの持ち込み
- 廃プラスチックやゴムくずなど産業廃棄物の持ち込み

※産業廃棄物として処理すれば有料。

しかし、市の施設なら不燃物は無料(または安価)

産業廃棄物処理費用(例)	廃プラスチック	46円~/kg	+	運搬費
	木材	31円~/kg	+	運搬費
	ガラス	35円~/kg	+	運搬費
	動植物系残渣	60円~/kg	+	運搬費

③-1 自治体における取組事例

■施設係員による目視検査

■搬入車両に対する展開検査

■施設への搬入許可証、事前登録制度、予約制

■事業系ごみを対象としたごみ減量啓発活動
(パンフレットやチラシの配布)

■ごみ有料化、手数料の見直し

③-2 自治体における取組事例

桐生市（群馬県）

1人1日当たりのごみ排出量が県内12市でワースト1、2位を争う市

⇒ **主な原因が「事業系ごみ」**

※2014年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,205グラム（県内中ワースト2位）

家庭ごみ同796グラム（県内中6位）、事業系ごみ同409グラム（同1位）

※事業系ごみが多いのは越境ごみや産業廃棄物の混入によるものと思われる

⇒ **平成28年度より事業系ごみ適正排出対策を実施**

展開検査の実施

⇒ **毎週実施**（H27年度まで実施なし）

**施設搬入時の申請
用紙の様式変更**

⇒ **新たに住所や排出場所の記入の義務付け**

**事業系ごみの適正
排出の周知啓発**

⇒ **商工会議所を通じて市内事業者に対して啓発**

対策効果

（平成28年度排出量）

事業系ごみ：前年度比27.6%減

総排出量：前年度比10.5%減

④ 本市での今後の取り組み案

公平な受益者負担の観点から次の取り組みが早急に必要

★越境ごみやただ乗りなど不適正排出
に対する取り組み

★他市の取り組みを参考にしたごみの受入れ
体制の見直し